

特定個人情報保護評価書(重点項目評価書)

評価書番号	評価書名
48	相模原市 予防接種に関する事務 重点項目評価書

個人のプライバシー等の権利利益の保護の宣言

相模原市は、予防接種に関する事務における特定個人情報ファイルの取扱いにあたり、特定個人情報ファイルの取扱いが個人のプライバシー等の権利利益に影響を及ぼしかねないことを認識し、特定個人情報の漏えいその他の事態を発生させるリスクを軽減させるために適切な措置を講じ、もって個人のプライバシー等の権利利益の保護に取り組んでいることを宣言する。

特記事項

評価実施機関名

相模原市長

公表日

令和6年11月15日

項目一覧

I 基本情報
II 特定個人情報ファイルの概要
(別添1) 特定個人情報ファイル記録項目
III リスク対策
IV 開示請求、問合せ
V 評価実施手続
(別添2) 変更箇所

②システムの機能	③中間サーバー連携機能 中間サーバーとのオンラインデータ連携、オフラインデータ連携用の媒体作成を行う。 ④データ連携機能 庁内連携の共通処理となるメッセージ変換を行う。 ⑤統合DB機能 各業務データの副本の保持と各業務が共通で利用する情報の管理を行う。 ⑥認証機能 共通基盤システムへの認証と各業務システムへの職員情報の連携を行う。 ⑦セキュリティ管理機能 アクセスログの管理、データの暗号化、情報の出力制御等を行う。
③他のシステムとの接続	[] 情報提供ネットワークシステム [] 庁内連携システム [] 住民基本台帳ネットワークシステム [○] 既存住民基本台帳システム [] 宛名システム等 [○] 税務システム [○] その他 （ 中間サーバー、各業務システム ）
システム3	
①システムの名称	中間サーバー
②システムの機能	①符号管理機能 情報照会・情報提供に用いる個人の識別子である「符号」と、情報保有機関内で個人を特定するために利用する「団体内統合宛名番号」とを紐付け、その情報を保管・管理する。 ②情報照会機能 情報提供ネットワークシステムを介して、特定個人情報(連携対象)の情報照会及び情報提供受領(照会した情報の受領)を行う。 ③情報提供機能 情報提供ネットワークシステムを介して、情報照会要求の受領及び当該特定個人情報(連携対象)の提供を行う。 ④既存システム接続機能 中間サーバーと各事務システム、共通基盤システム及び住基システムとの間で情報照会内容、情報提供内容、特定個人情報(連携対象)、符号取得のための情報等について連携する。 ⑤情報提供等記録管理機能 特定個人情報(連携対象)の照会、または提供があった旨の情報提供等記録を生成し、管理する。 ⑥情報提供データベース管理機能 特定個人情報(連携機能)を副本として保持・管理する。 ⑦データ送受信機能 中間サーバーと情報提供ネットワークシステム(インターフェイスシステム)との間で、情報照会・情報提供・符号取得のための情報等について連携する。 ⑧セキュリティ管理機能 セキュリティを管理する。 ⑨職員認証・権限管理機能 中間サーバーを利用する職員の認証と職員に付与された権限に基づいた各種機能や特定個人情報(連携対象)へのアクセス制御を行う。 ⑩システム管理機能 バッチ処理の状況管理、業務統計情報の収集、稼働状況の通知、保管切れの情報の削除を行う。
③他のシステムとの接続	[○] 情報提供ネットワークシステム [] 庁内連携システム [] 住民基本台帳ネットワークシステム [] 既存住民基本台帳システム [] 宛名システム等 [] 税務システム [○] その他 （ 共通基盤システム ）
システム4	
①システムの名称	サービス検索・電子申請機能
②システムの機能	[住民向け機能] 自らが受けることできるサービスをオンラインで検索及び申請ができる機能 [地方公共団体向け機能] 住民が電子申請を行った際の申請データ取得画面又は機能を、地方公共団体に公開する機能 ※本機能は国が用意し、システム上存在するため記載しているが、本市では使用していない。
	[] 情報提供ネットワークシステム [] 庁内連携システム [] 住民基本台帳ネットワークシステム [] 既存住民基本台帳システム

③他のシステムとの接続	<input type="checkbox"/> 宛名システム等 <input type="checkbox"/> 税務システム <input checked="" type="checkbox"/> その他（予防接種システム(保健システム)）
システム6～10	
システム11～15	
システム16～20	

3. 特定個人情報ファイル名	
予防接種ファイル	
4. 個人番号の利用 ※	
法令上の根拠	番号法第9条第1項及び別表の14項及び126項 番号法別表の主務省令で定める事務を定める命令 第10条、第67条の2
5. 情報提供ネットワークシステムによる情報連携 ※	
①実施の有無	[実施する] <選択肢> 1) 実施する 2) 実施しない 3) 未定
②法令上の根拠	[情報提供の根拠] 番号法第19条第8号に基づく主務省令 第2条の表25、26、153及び154の項 [情報照会の根拠] 番号法第19条第8号に基づく主務省令 第2条の表25、26、27、28、29、153及び154の項
6. 評価実施機関における担当部署	
①部署	健康福祉局 保健衛生部 疾病対策課 市長公室 DX推進課
②所属長の役職名	疾病対策課長 DX推進課長
7. 他の評価実施機関	

II 特定個人情報ファイルの概要

1. 特定個人情報ファイル名	
予防接種ファイル	
2. 基本情報	
①ファイルの種類 ※	[システム用ファイル] <選択肢> 1) システム用ファイル 2) その他の電子ファイル(表計算ファイル等)
②対象となる本人の数	[10万人以上100万人未満] <選択肢> 1) 1万人未満 2) 1万人以上10万人未満 3) 10万人以上100万人未満 4) 100万人以上1,000万人未満 5) 1,000万人以上
③対象となる本人の範囲 ※	相模原市に住民登録があるもので、予防接種法に規定する定期予防接種対象者の数
その必要性	市が実施する定期予防接種について、適正に管理する必要がある。
④記録される項目	[50項目以上100項目未満] <選択肢> 1) 10項目未満 2) 10項目以上50項目未満 3) 50項目以上100項目未満 4) 100項目以上
主な記録項目 ※	<ul style="list-style-type: none"> ・識別情報 [<input type="checkbox"/>] 個人番号 [<input type="checkbox"/>] 個人番号対応符号 [<input type="checkbox"/>] その他識別情報(内部番号) ・連絡先等情報 [<input type="checkbox"/>] 4情報(氏名、性別、生年月日、住所) [<input type="checkbox"/>] 連絡先(電話番号等) [<input type="checkbox"/>] その他住民票関係情報 ・業務関係情報 [<input type="checkbox"/>] 国税関係情報 [<input type="checkbox"/>] 地方税関係情報 [<input type="checkbox"/>] 健康・医療関係情報 [<input type="checkbox"/>] 医療保険関係情報 [<input type="checkbox"/>] 児童福祉・子育て関係情報 [<input type="checkbox"/>] 障害者福祉関係情報 [<input type="checkbox"/>] 生活保護・社会福祉関係情報 [<input type="checkbox"/>] 介護・高齢者福祉関係情報 [<input type="checkbox"/>] 雇用・労働関係情報 [<input type="checkbox"/>] 年金関係情報 [<input type="checkbox"/>] 学校・教育関係情報 [<input type="checkbox"/>] 災害関係情報 [<input type="checkbox"/>] その他 ()
その妥当性	<ul style="list-style-type: none"> ・その他識別情報(内部番号): 住民基本台帳や資格に係る情報を管理するために記録するもの。共通基盤システムより符号取得済みの団体内統合宛名番号を取得し、その他識別情報(内部番号)と団体内統合宛名番号の紐付けを行い、共通基盤システムを経由して中間サーバーへ情報提供・情報照会依頼を行う。 ・連絡先等情報 予防接種対象者に対する勧奨通知の送付や接種記録の管理を行うため記録するもの。 ・健康・医療関係情報: 予防接種の履歴に関する情報で、番号法第9条第1項、別表の14項及び126項により利用可。
全ての記録項目	別添1を参照。
⑤保有開始日	平成29年10月29日
⑥事務担当部署	相模原市 健康福祉局 保健衛生部 疾病対策課

3. 特定個人情報の入手・使用		
①入手元 ※	<input type="checkbox"/> 本人又は本人の代理人 <input type="checkbox"/> 評価実施機関内の他部署 (区政推進課、市民税課) <input type="checkbox"/> 行政機関・独立行政法人等 (厚生労働大臣、日本年金機構、共済組合など) <input type="checkbox"/> 地方公共団体・地方独立行政法人 (都道府県、他市区町村など) <input type="checkbox"/> 民間事業者 () <input type="checkbox"/> その他 (医療機関)	
②入手方法	<input type="checkbox"/> 紙 [] 電子記録媒体(フラッシュメモリを除く。) [] フラッシュメモリ <input type="checkbox"/> 電子メール [] 専用線 [<input checked="" type="checkbox"/>] 庁内連携システム <input type="checkbox"/> 情報提供ネットワークシステム <input type="checkbox"/> その他 (共通基盤システム、サービス検索・電子申請機能)	
③使用目的 ※	予防接種記録の管理を行う。	
④使用の主体	使用部署	疾病対策課、DX推進課、緑子育て支援センター、中央子育て支援センター、南子育て支援センター、児童相談所
	使用者数	<input type="checkbox"/> 100人以上500人未満 [] <ul style="list-style-type: none"> <選択肢> 1) 10人未満 2) 10人以上50人未満 3) 50人以上100人未満 4) 100人以上500人未満 5) 500人以上1,000人未満 6) 1,000人以上
⑤使用方法		<p>①予防接種の実施に関する事務 定期の予防接種又は臨時の予防接種の実施に係る事務において、住民が接種した予防接種に関する情報から予防接種記録管理業務を行う。</p> <p>②健康被害の救済に関する事務 定期の予防接種又は臨時の予防接種を受けたことにより疾病にかかり、障害の状態となり、又は死亡した場合に、健康被害救済の給付を行うこととされており、支給を受ける者が請求する際の手続において、住民が接種した予防接種により健康被害を受けたことに関する情報から予防接種健康被害救済業務を行う。</p>
	情報の突合	<p>①予防接種の実施に関する事務 ・予防接種実施医療機関から提出された予診票に記載されている予防接種を受けた者の情報と、予防接種システムで保有する対象者の情報との突合を行うことにより、予防接種を受けた者を正確に把握する。</p> <p>・番号法に基づき、予防接種に関する記録に関する情報を情報提供ネットワークシステムを使用して提供するため、予防接種システムから該当する接種者の管理番号を抽出し、予防接種の種類及び接種日を共通基盤システム経由で中間サーバーに送付する。</p> <p>②健康被害の救済に関する事務 ・本人から提出された予防接種健康被害救済の申請情報と、予防接種システムで保有する対象者の情報との突合(目視)を行うことにより、対象者を正確に把握する。</p>
⑥使用開始日	平成30年5月7日	

4. 特定個人情報ファイルの取扱いの委託		
委託の有無 ※	[委託する] <選択肢> 1) 委託する 2) 委託しない (2) 件	
委託事項1		
①委託内容	保健システムの開発・保守・運用管理	
②委託先における取扱者数	[10人未満] <選択肢> 1) 10人未満 2) 10人以上50人未満 3) 50人以上100人未満 4) 100人以上500人未満 5) 500人以上1,000人未満 6) 1,000人以上	
③委託先名	株式会社両備システムズ	
再委託	④再委託の有無 ※	[再委託する] <選択肢> 1) 再委託する 2) 再委託しない
	⑤再委託の許諾方法	再委託する業務内容、理由、期間及び個人情報等の取扱の有無を明記した再委託許諾申請書を提出の上、許諾。
	⑥再委託事項	システム開発業務、保守業務、システム障害時の復旧支援作業
委託事項2～5		
委託事項2		
①委託内容	共通基盤システムの開発・保守・運用	
②委託先における取扱者数	[10人以上50人未満] <選択肢> 1) 10人未満 2) 10人以上50人未満 3) 50人以上100人未満 4) 100人以上500人未満 5) 500人以上1,000人未満 6) 1,000人以上	
③委託先名	日本電気株式会社	
再委託	④再委託の有無 ※	[再委託する] <選択肢> 1) 再委託する 2) 再委託しない
	⑤再委託の許諾方法	再委託する業務内容、理由、期間及び個人情報等の取扱の有無を明記した再委託許諾申請書を提出の上、許諾。
	⑥再委託事項	システム開発業務、保守業務、システム障害時の復旧支援作業
委託事項6～10		
委託事項11～15		
委託事項16～20		

6. 特定個人情報の保管・消去	
保管場所 ※	<p>[保健システムにおける措置]</p> <p>①保健システムに関するデータについては、入退室管理されたデータセンター内の施錠されたラック内に設置されたサーバ内に保管する。また、バックアップデータを遠隔地に保管する。</p> <p>②紙媒体や電子媒体による情報は、利用時以外は施錠されたキャビネット・倉庫で保管する。</p> <p>[共通基盤システムにおける措置]</p> <p>入退室管理されたデータセンター内の施錠されたラック内に設置されたサーバ内に保管する。</p> <p>[中間サーバー・プラットフォームにおける措置]</p> <p>①中間サーバー・プラットフォームはデータセンターに設置している。データセンターへの入退館及びサーバー室への入室を行う際には、警備員などにより顔写真入りの身分証明書と事前申請との照合を行う。</p> <p>②特定個人情報は、サーバー室に設置された中間サーバーのデータベース内に保存され、バックアップもデータベース上に保存される。</p> <p>[サービス検索・電子申請機能における追加措置]</p> <ul style="list-style-type: none"> ・システム内のデータは、セキュリティゲートにて入退館管理をしている建物のうち、さらに厳格な入退室管理を行っている区画に設置したサーバ内に保管している。 ・外部記憶媒体は、施錠できるキャビネットに保管している。
7. 備考	

(別添1) 特定個人情報ファイル記録項目

[予防接種システム(保健システム)関連]

○個人情報テーブル(住民基本台帳情報)

統合宛名番号、個人番号、異動事由、異動日、異動届出日、宛名番号、世帯番号、カナ氏名、漢字氏名、通称カナ氏名、通称名、生年月日、性別、続柄、住民になった事由、住民になった日、住民になった届出日、住民でなくなった事由、住民でなくなった日、住民でなくなった届出日、住定日事由、住定日、住定日届出日、住民区分、外国人判定、国籍、転入前住所、転出先住所、住所コード、公民館区コード、地番 本番、地番 枝番、地番 末番、方書名称、郵便番号、住所日本語、送付用郵便番号、送付用住所日本語、送付用方書日本語、あいまい日付フラグ、区コード、住登外登録課、未登録外字フラグ、転出予定年月日、転確年月日、外国人住民日、第30条45規定区分、在留資格、在留期間等、在留期間等終了日、在留カード等番号

○予防接種ファイル(A類疾病・乳幼児)

識別番号(宛名番号)、接種コード、混合接種何種、接種回数、接種・予診日、接種日年齢、接種判定、対象外判定、支払区分、実施医療機関、接種会場、実施区分、Lot.No、接種量、特例対象、肺炎球菌種類、ツ反判定、受付日、予診フラグ、体温

○予防接種ファイル(B類疾病・高齢者)

識別番号(宛名番号)、西暦年度、接種・予診日、接種日年齢、年度末年齢、基準日年齢、実施医療機関、接種判定、Lot.No、接種量、実費徴収区分、65歳未満接種理由、接種区分、特記事項、体温

○予防接種ファイル(新型インフルエンザ)

識別番号(宛名番号)、接種コード、混合接種何種、接種回数、接種・予診日、接種日年齢、接種判定、対象外判定、支払区分、実施医療機関、接種会場、実施区分、Lot.No、接種量、特例対象、肺炎球菌種類、ツ反判定、受付日、予診フラグ、体温

○予防接種ファイル(新型コロナウイルス)

識別番号(宛名番号)、接種種別、接種回数、西暦年度、接種日、接種判定、接種日年齢、年度末年齢、請求日(月)、実施医療機関、接種会場、接種医、実施区分、接種番号、メーカー、Lot.No、接種量、体温、特記事項、自治体コード、VRS取込日、VRS移出日

Ⅲ リスク対策 ※(7. ②を除く。)

1. 特定個人情報ファイル名	
予防接種ファイル	
2. 特定個人情報の入手（情報提供ネットワークシステムを通じた入手を除く。）	
リスク： 目的外の入手が行われるリスク	
リスクに対する措置の内容	<p>[運用における措置]</p> <p>① 予防接種を受け付ける協力医療機関において、本人確認書類（保険証や小児医療受給者証など）により本人確認を実施し、対象者以外の情報を入手しないよう努める。</p> <p>② 実際に接種をした者に限り、接種履歴の管理を行う。</p> <p>[予防接種システムにおける措置]</p> <p>① 協力医療機関から提出された予診票をシステムに取り込む際には、予診票に記載された識別番号（宛名番号）、氏名、生年月日等でマッチングを行い、適切な情報のみシステムへ取り込む。</p> <p>② 対象者を検索して業務情報を入力する画面には、氏名、住所、生年月日等の個人識別情報及び個人番号を共通基盤システムから引用して同画面上に表示する機能によって、誤った対象者に業務情報を紐づけするリスクを軽減する。</p> <p>③ ユーザIDによる識別とパスワードによる認証、担当業務ごとにメニューを設定している利用可能機能の権限設定及び制限により、権限が無い者による目的外の入手を防止している。</p> <p>[共通基盤システムにおける措置]</p> <p>・ 団体内統合宛名番号の付番にあたり、個人番号で一意に識別することで、個人に対して複数の団体内統合宛名番号は付番されないため、団体名統合宛名番号は団体内において個人と1対1の対応となる。不正データ(1対1とまらないデータ)が混入した場合は、チェックリスト機能により不正データの是正をおこなう事ができる。また、ユーザあるいはグループ単位でアクセス制限を付与できるため、不必要な情報へのアクセスを防止できる。</p> <p>[サービス検索・電子申請機能における追加措置]</p> <p>・ マニュアルやweb上で、個人番号の提出が必要な者の要件を明示、周知し、本人以外の情報の入手を防止する。</p>
リスクへの対策は十分か	<p>[十分である]</p> <p><選択肢></p> <p>1) 特に力を入れている 2) 十分である</p> <p>3) 課題が残されている</p>
特定個人情報の入手（情報提供ネットワークシステムを通じた入手を除く。）におけるその他のリスク及びそのリスクに対する措置	
3. 特定個人情報の使用	
リスク1： 目的を超えた紐付け、事務に必要なない情報との紐付けが行われるリスク	
	<p>[運用における措置]</p> <p>① 個人情報を収集する際は、あらかじめ個人情報を取り扱う目的を明確にし、当該取扱目的の達成のために必要な範囲内で適法かつ公正な手段により収集している。</p> <p>② 市保有個人情報等管理規程に基づく情報セキュリティ研修及び教育を実施し、セキュリティ意識を高</p>

<p>リスクに対する措置の内容</p>	<p>め、必要のない情報にアクセスしないように教育を行っている。</p> <p>[予防接種システムにおける措置] ・予防接種システムでは、目的を超えた紐付や、事務に必要な情報との紐付は行わない。 ・情報提供が必要となる個人番号は、共通基盤システムにおいて内部番号から取得する。</p> <p>[共通基盤システムにおける措置] ・個人番号関連業務以外は個人番号にアクセスできないよう、システム上、番号利用事務以外で個人番号の検索を行えないようになっている。また、個人番号利用事務以外では個人番号表示時にマスキング処理を実施している。</p>
<p>リスクへの対策は十分か</p>	<p>[十分である]</p> <p><選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている</p>
<p>リスク2: 権限のない者(元職員、アクセス権限のない職員等)によって不正に使用されるリスク</p>	
<p>ユーザ認証の管理</p> <p>具体的な管理方法</p>	<p>[行っている]</p> <p><選択肢> 1) 行っている 2) 行っていない</p> <p>[予防接種システムにおける措置] ①システムを使用する必要がある職員を特定し、ICカードによる認証を実施しており、認証後は利用機能の認可機能により、そのユーザがシステム上で利用可能な機能を制限することにより、権限のないものによって不正使用されないための対策を実施している。なお、ICカードとは、職員証とは別の、PCへのログイン時に使用するセキュリティカードであり、職員が個人ごとに所有している。カードリーダーにICカードをかざし、パスワードを入力することでPCにログインすることができる。 ②利用できる端末をシステムで管理することにより、不要な端末からの利用ができないような制限を実施する。また、端末を管理するシステムにアクセスできる権限を制限している。</p> <p>[共通基盤システムにおける措置] ①共通基盤システムでは、ユーザIDによる識別とパスワードによる認証を実施することとしており、認証後は利用機能の認可機能により、そのユーザがシステム上で利用可能な機能を制限することで、不正利用が行えない対策を実施している。 ②共通基盤システムでは、システムの利用できる端末をシステムで管理することにより、不要な端末からの利用ができないような対策を実施している。 ③共通基盤システムでは、パスワードの適正なチェック、有効期限の管理を行い、不適切なパスワードの利用の禁止や有効期限切れのパスワードの失効を実施している。 ④共通基盤システムでは、システム間を跨る認証については、認証チェックを行うことで不正利用が行えない対策を実施している。 ⑤共通基盤システムでは、生体認証を実現することで、なりすましの対策を実施している。</p> <p>[サービス検索・電子申請機能における追加措置] ・電子申請の内容が確認できる端末上で利用する必要がある職員を特定し、個人ごとのユーザIDを割り当てるとともに、IDとパスワードによる認証を行う。 ・なりすましによる不正を防止する観点から共用IDの利用を禁止する。</p>
<p>その他の措置の内容</p>	
<p>リスクへの対策は十分か</p>	<p>[十分である]</p> <p><選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている</p>

特定個人情報の使用におけるその他のリスク及びそのリスクに対する措置

5. 特定個人情報の提供・移転（委託や情報提供ネットワークシステムを通じた提供を除く。）		[] 提供・移転しない
リスク：不正な提供・移転が行われるリスク		
特定個人情報の提供・移転に関するルール	[定めている]	<選択肢> 1) 定めている 2) 定めていない
ルールの内容及びルール遵守の確認方法	<ul style="list-style-type: none"> ・データをシステム外で取り扱う場合には、情報セキュリティ管理者の許可を得なければならない。 ・データを可搬記憶媒体等で持ち出す場合には、記録簿を作成するとともに、情報セキュリティ管理者の許可を得なければならない。 	
その他の措置の内容	市保有個人情報等管理規程に定める情報漏えい等への対応に従っている。	
リスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
特定個人情報の提供・移転（委託や情報提供ネットワークシステムを通じた提供を除く。）におけるその他のリスク及びそのリスクに対する措置		

6. 情報提供ネットワークシステムとの接続 [] 接続しない(入手) [] 接続しない(提供)

リスク1: 目的外の入手が行われるリスク

リスクに対する措置の内容	<p>[運用における措置]</p> <p>①個人情報を収集するときは、あらかじめ個人情報を取扱う目的を明確にし、当該取扱目的の達成のために必要な範囲内で適法かつ公正な手段により収集している。</p> <p>②職員は、業務以外の目的で情報システム及びパソコン等の情報機器を使用してはならない。</p> <p>[共通基盤システムにおける措置]</p> <p>①共通基盤システムでは、個人番号利用事務(システム)からの接続には認証を必須とし、個人番号利用事務(システム)以外のアクセスはできない対策を実施している。</p> <p>②共通基盤システムでは、2要素認証等の適切な認証と認可機能により、そのユーザがシステム上で利用可能な機能を制限することで、個人番号関連業務関係者以外はアクセスできない対策を実施している。</p> <p>[中間サーバー・ソフトウェアにおける措置]</p> <p>①情報照会機能(※1)により、情報提供ネットワークシステムに情報照会を行う際には、情報提供許可証の発行と照会内容の照会許可照会リスト(※2)との照会を情報提供ネットワークシステムに求め、情報提供ネットワークシステムから情報提供許可証を受領してから情報照会を実施することになる。つまり、番号法上認められた情報連携以外の照会を拒否する機能を備えており、目的外提供やセキュリティリスクに対応している。</p> <p>②中間サーバーの職員認証・権限管理機能(※3)では、ログイン時の職員認証の他に、ログイン・ログアウトを実施した職員、時刻、操作内容の記録が実施されるため、不適切な接続端末の操作や、不適切なオンライン連携を抑止する仕組みになっている。</p> <p>(※1)情報提供ネットワークシステムを使用した特定個人情報の照会及び照会した情報の受領を行う機能。</p> <p>(※2)番号法の規定による情報提供ネットワークシステムを使用した特定個人情報の提供に係る情報照会者、情報提供者、事務及び特定個人情報を一覧化し、情報照会の可否を判断するために使用する。</p> <p>(※3)中間サーバーを利用する職員の認証と職員に付与された権限に基づいた各種機能や特定個人情報へのアクセス制御を行う機能。</p>
--------------	---

リスクへの対策は十分か	[十分である]	<p><選択肢></p> <p>1) 特に力を入れている 2) 十分である</p> <p>3) 課題が残されている</p>
-------------	-----------	--

リスク2: 不正な提供が行われるリスク

リスクに対する措置の内容	<p>[運用における措置]</p> <p>行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律に基づく個人番号の利用及び特定個人情報の提供に関する条例(以下「市番号条例」という。)及びその施行規則により、特定個人情報の提供及び移転について、移転・提供することができる事務及びその情報を定めている。</p> <p>[共通基盤システムにおける措置]</p> <p>①不要なアクセスを防止するため、認証された個人番号利用事務(システム)のみ共通基盤に接続できる仕組みとしている。</p> <p>②不正利用の防止のため、2要素認証等の適切な認証と認可機能により、そのユーザがシステム上で利用可能な機能を制限している。</p> <p>[中間サーバー・ソフトウェアにおける措置]</p> <p>①情報提供機能(※)により、情報提供ネットワークシステムにおける照会許可照会リストを情報提供ネットワークシステムから入手し、中間サーバーにも格納して、情報提供機能により、照会許可照会リストに基づき情報連携が認められた特定個人情報の提供の要求であるかチェックを実施している。</p> <p>②情報提供機能により、情報提供ネットワークシステムに情報提供を行う際には、情報提供ネットワークシステムから提供許可証と情報照会者へたどり着くための経路情報を受領し、照会内容に対応した情報を自動で生成して送付することで、特定個人情報が不正に提供されるリスクに対応している。</p> <p>③機微情報については自動応答を行わないように自動応答不可フラグを設定し、特定個人情報の提供を行う際に、送信内容を改めて確認し、提供を行うことで、センシティブな特定個人情報が不正に提供されるリスクに対応している。</p> <p>④中間サーバーの職員認証・権限管理機能では、ログイン時の職員認証の他に、ログイン・ログアウトを実施した職員、時刻、操作内容の記録が実施されるため、不適切な接続端末の操作や、不適切なオンライン連携を抑止する仕組みになっている。</p> <p>(※)情報提供ネットワークシステムを使用した特定個人情報の提供の要求の受領及び情報提供を行う機能。</p>
--------------	---

リスクへの対策は十分か	[十分である]	<p><選択肢></p> <p>1) 特に力を入れている 2) 十分である</p> <p>3) 課題が残されている</p>
-------------	-----------	--

情報提供ネットワークシステムとの接続に伴うその他のリスク及びそのリスクに対する措置

その他の措置の内容	
リスクへの対策は十分か	[十分である] <選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
特定個人情報の保管・消去におけるその他のリスク及びそのリスクに対する措置	

8. 監査	
実施の有無	[<input type="radio"/>] 自己点検 [<input type="radio"/>] 内部監査 [<input type="checkbox"/>] 外部監査
9. 従業者に対する教育・啓発	
従業者に対する教育・啓発	[<input type="checkbox"/> 十分にしている] <選択肢> 1) 特に力を入れて行っている 2) 十分にしている 3) 十分に行っていない
具体的な方法	<p>[相模原市における措置] ・1年に1回以上、主管課において内部点検計画を立案し、計画に則ったチェックリストを元に自己点検を実施し、自己点検結果について市保有個人情報等管理規定で定める保護管理者への報告を行っている。</p> <p>[中間サーバー・プラットフォームにおける措置] 運用規則等に基づき、中間サーバー・プラットフォームの運用に携わる職員及び事業者に対し、1年に1回以上の自己点検を実施している。</p>
10. その他のリスク対策	
<p>[中間サーバー・プラットフォームにおける措置] 中間サーバー・プラットフォームを活用することにより、統一した設備環境による高レベルのセキュリティ管理(入退室管理等)、ITリテラシーの高い運用担当者によるセキュリティリスクの低減、及び技術力の高い運用担当者による均一的で安定したシステム運用、監視を実現する。</p>	

IV 開示請求、問合せ

1. 特定個人情報の開示・訂正・利用停止請求	
①請求先	相模原市 行政資料コーナー 相模原市中央区中央2-11-15 042-769-8331
②請求方法	指定様式による書面の提出により開示・訂正・利用停止請求を受け付ける。 市ホームページ上に請求先、請求方法、請求書の様式等を掲載している。
③法令による特別の手続	
④個人情報ファイル簿への不記載等	
2. 特定個人情報ファイルの取扱いに関する問合せ	
①連絡先	相模原市 健康福祉局 保健衛生部 疾病対策課 相模原市中央区中央2-11-15 042-769-8346
②対応方法	問合せ受付時に、対応について記録を残す。

V 評価実施手続

1. 基礎項目評価	
①実施日	令和6年11月12日
②しきい値判断結果	[基礎項目評価及び重点項目評価の実施が義務付けられる] <選択肢> 1) 基礎項目評価及び重点項目評価の実施が義務付けられる 2) 基礎項目評価の実施が義務付けられる(任意に重点項目評価を実施) 3) 特定個人情報保護評価の実施が義務付けられない(任意に重点項目評価を実施)
2. 国民・住民等からの意見の聴取【任意】	
①方法	
②実施日・期間	
③主な意見の内容	
3. 第三者点検【任意】	
①実施日	
②方法	
③結果	

